

モニタリング計画の改定について

『奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域モニタリング計画』は、遺産地域の管理の一環として行う自然環境や人為的影響等のモニタリングに関する基本的な考え方を明らかにするとともに、調査項目・内容、評価結果を管理に反映する手順等を定めたもの。

モニタリング計画全体の見直しについては、現計画の中で、「科学委員会からの助言を踏まえ、管理機関が地域連絡会議において検討し、計画期間の中間時点である5年後に必要に応じて行う。また、本計画の期間が終了するまでに、次期計画を策定することとする。」と記されていることから、見直しを行った。

○改定の主なポイント

- ・包括的管理計画との関係性を明文化
- ・評価基準、評価年、評価指標（モニタリング指標）の見直し
- ・評価単位の増設